

北空知衛生センター組合北空知葬斎場改築準備基金条例

平成30年12月25日

組合条例第15号

(設置の目的)

第1条 北空知葬斎場の改築に要する費用の財源に充てるため、北空知衛生センター組合北空知葬斎場改築準備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立)

第2条 基金に積み立てる額は、組合の葬斎事業において生じた余剰金のうち、組合長の定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、組合会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用等)

第5条 組合長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は組合会計の歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、組合長が行う北空知葬斎場の改築に要する費用の財源に充てるときに限り、これを処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金に関し必要な事項は、組合長が別に定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。